



太田市 景観計画

自然、まち、歴史・文化の調和した
愛着と誇りのもてる景観をめざして

ごあいさつ

これまで、本市は、戦後の急速な都市化の進展の中で関東屈指の工業都市として発展してきました。この間、経済性や効率性が重視され、貴重なみどりや農地の減少、屋外広告物の乱立など、まちの美しさへの配慮を欠いていた部分もあります。

しかしながら、近年、人々の価値観が量から質へと変化する中で、環境保全、美しいまちなみや魅力のある景観に対する意識が高まってきています。

現在、本市は、新生太田総合計画を定め、「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田」を目標として、安心・安全で快適なまちづくりを進めています。

本市には、金山や八王子丘陵、利根川や渡良瀬川といった自然景観をはじめ、住宅地、商業地、工業地などの都市景観、古墳、寺社、史跡などの歴史景観、祭りや伝統行事などの文化景観など、多様な魅力あふれる景観がたくさんあります。

私たちには、これらの景観を活かして、本市らしい魅力ある景観の保全・形成を図り、次代へ引き継いでいく責務があります。

そこで、市民一人ひとりに愛され、太田らしい誇りのもてる景観を実現するため、この「太田市景観計画」を策定しました。

つきましては、市民や事業者の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただきますとともに、愛するまちおたの良好な景観づくりに向けて、行政とともに取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたりご指導をいただいた景観計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、市民アンケート調査、企業・団体ヒアリング調査、ワークショップ、景観講演会などに参加してくださった皆様、また、パブリックコメント（意見公募）に貴重なご意見をお寄せくださった皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。



平成22年3月

太田市長

清水聖義

目 次

序 章 ----- 1

- 1. 背景と目的..... 1
- 2. 景観とは..... 1
- 3. 景観計画の区域..... 1

第 1 章 景観の現況と課題 ----- 2

- 1. 太田市の概況..... 2
 - (1) 位置と地勢
 - (2) 地域発展の歴史
 - (3) 人口の推移
 - (4) 土地利用
- 2. 景観類型の現況と課題..... 6
 - (1) 景観類型の分類
 - (2) 景観類型の構造
 - (3) 景観類型ごとの現況と課題

第 2 章 景観づくりの理念 ----- 14

- 1. 将来の景観像..... 14
- 2. 景観づくりの目標..... 14

第 3 章 良好な景観づくりに関する計画 ----- 15

- 1. 良好な景観づくりに関する方針..... 15
- 2. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項..... 17
 - (1) 届出制度による景観づくり
 - (2) 公共施設の景観づくり
 - (3) 届出対象行為
 - (4) 景観形成基準
- 3. 屋外広告物に関する規制・誘導..... 34
 - (1) 屋外広告物の規制・誘導に関する基本的考え方
 - (2) 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項
- 4. 景観重要建造物の指定と管理..... 35
 - (1) 景観重要建造物の指定の方針
 - (2) 景観重要建造物の指定の手続き
 - (3) 景観重要建造物の保全、管理及び活用の方針
- 5. 景観重要樹木の指定と管理..... 37
 - (1) 景観重要樹木の指定の方針
 - (2) 景観重要樹木の指定の手続き
 - (3) 景観重要樹木の保全、管理及び活用の方針
- 6. 景観重要公共施設の指定と整備..... 39
 - (1) 景観重要公共施設の指定の方針
 - (2) 景観重要公共施設の整備に関する考え方
 - (3) 占用許可に関する考え方

第4章 重点的な景観づくり ----- 41

1. 景観形成重点地区の指定…………… 41
 - (1) 景観形成重点地区の指定の考え方
 - (2) 景観形成重点地区指定検討候補地
2. ガイドラインの作成…………… 46

第5章 良好な景観づくりの推進 ----- 47

1. 市民・事業者の景観づくりの参画・支援…………… 47
 - (1) 市民・事業者による景観づくりの取組み支援
 - (2) 景観ボランティア制度の創設
 - (3) 景観アドバイザー制度の創設
 - (4) 協定制度の活用・検討
2. 計画的な景観づくりの推進…………… 49
 - (1) 景観審議会の運用
 - (2) 景観計画の見直し・充実

【資料編】

1. 策定の経緯…………… 資-1
 - (1) 策定体制
 - (2) 策定委員会及び庁内検討会議の開催経過
 - (3) 市民・事業者の意向の把握
 - (4) 市民周知
 - (5) パブリックコメント（意見公募）
2. 色彩基準について…………… 資-4
 - (1) 壁面の色彩基準
 - (2) 屋根の色彩基準

景観計画の適用について

本計画の序章第3節「景観計画の区域」、第3章「良好な景観づくりに関する計画」（第1節「良好な景観づくりに関する方針」を除く）、第4章「重点的な景観づくり」及び第5章「良好な景観づくりの推進」は、関係する条例等と一体的に運用するため、条例等の施行とあわせて適用するものとします。